

東京都市計画沿道地区計画の変更（目黒区決定）

都市計画 目黒区環七沿道地区計画を次のように変更する。

名 称		目黒区環七沿道地区計画		
位 置 ※		目黒区洗足二丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、平町一丁目、平町二丁目、碑文谷三丁目、碑文谷四丁目、碑文谷五丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目及び東が丘一丁目各地内		
面 積 ※		約 27.7ha（延長約2.7km）		
沿道の整備に関する方針	道路交通騒音により生ずる障害の防止に関する方針	環状七号線沿道の建築物の防音構造化を促進するとともに、背後地域へ道路交通騒音が伝わることを防ぐため、環状七号線沿道に遮音上有効な建築物の誘導を図る。		
	土地利用に関する方針	<p>本地区は古くから環境の良い低層住宅地であったが、環状七号線の開通後、その沿道は中高層の共同住宅・事務所・住商併用施設や中古車センター等が混在する地区へ土地利用が転換してきている。</p> <p>従って、沿道と背後の低層住宅地の調和のとれた街並みを形成するため、日影等住環境に配慮した沿道にふさわしい土地利用を適切に誘導し、あわせて防災性の向上を図る。</p> <p>さらに、敷地の細分化を防止し、生活道路・狭あい道路の整備や緑化の推進により良好で潤いのある生活環境を創出する。</p>		
沿道地区整備計画	建築物等に関する事項	区 分	環状七号線に面する建築物	それ以外の建築物
		建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度※	7/10。 ただし、都市計画施設の区域は除く。	—————
		建築物の高さの最低限度※	環状七号線の路面の中心から5m。 ただし、都市計画施設の区域は除く。	—————
		建築物の構造に関する遮音上必要な制限※	環状七号線の路面の中心からの高さが5m以下の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等遮音上有効な構造とする。 ただし、都市計画施設の区域は除く。	—————

建築物の構造に関する防音上必要な制限※	住宅・学校・病院その他静穏を必要とする建築物について居室部分の閉鎖した際の窓、出入口、及び屋根並びに壁等は、防音上有害な空隙のない構造であるとともに、防音上支障のない構造とする。 なお、建築基準法施行令第136条の2の5第1項第15号（建築物の構造に関する防音上必要な制限）に定める措置を講じるものとする。	同左。 ただし、環状七号線の道路境界より20mを超える区域を除く。
垣又はさくの構造の制限	道路又は通路に面した垣、さくは生け垣又はネットフェンス等とし、コンクリート造・ブロック造・石垣その他これに類する構造の部分は高さ1m以下とする。 ただし、戸建ての住宅に付属する垣、さくを除く。	道路又は通路に面した垣、さくは生け垣又はネットフェンス等とし、コンクリート造・ブロック造・石垣その他これに類する構造の部分は高さ1m以下とする。
建築物等の用途の制限※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供する建築物 (2) 風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 (3) 風営法第2条第11項に掲げる特定遊興飲食店営業の用に供する建築物	同左。
建築物の敷地面積の最低限度	100㎡。	同左。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁の主色に周辺の色彩にそぐわない極端な原色等を使用してはならない。	同左。
公共施設の整備に関する事項	目黒区環七沿道地区計画区域内の適正な位置に公園等を整備する。	
土地利用に関する事項	目黒区環七沿道地区計画区域において、緑化の推進を図る。	

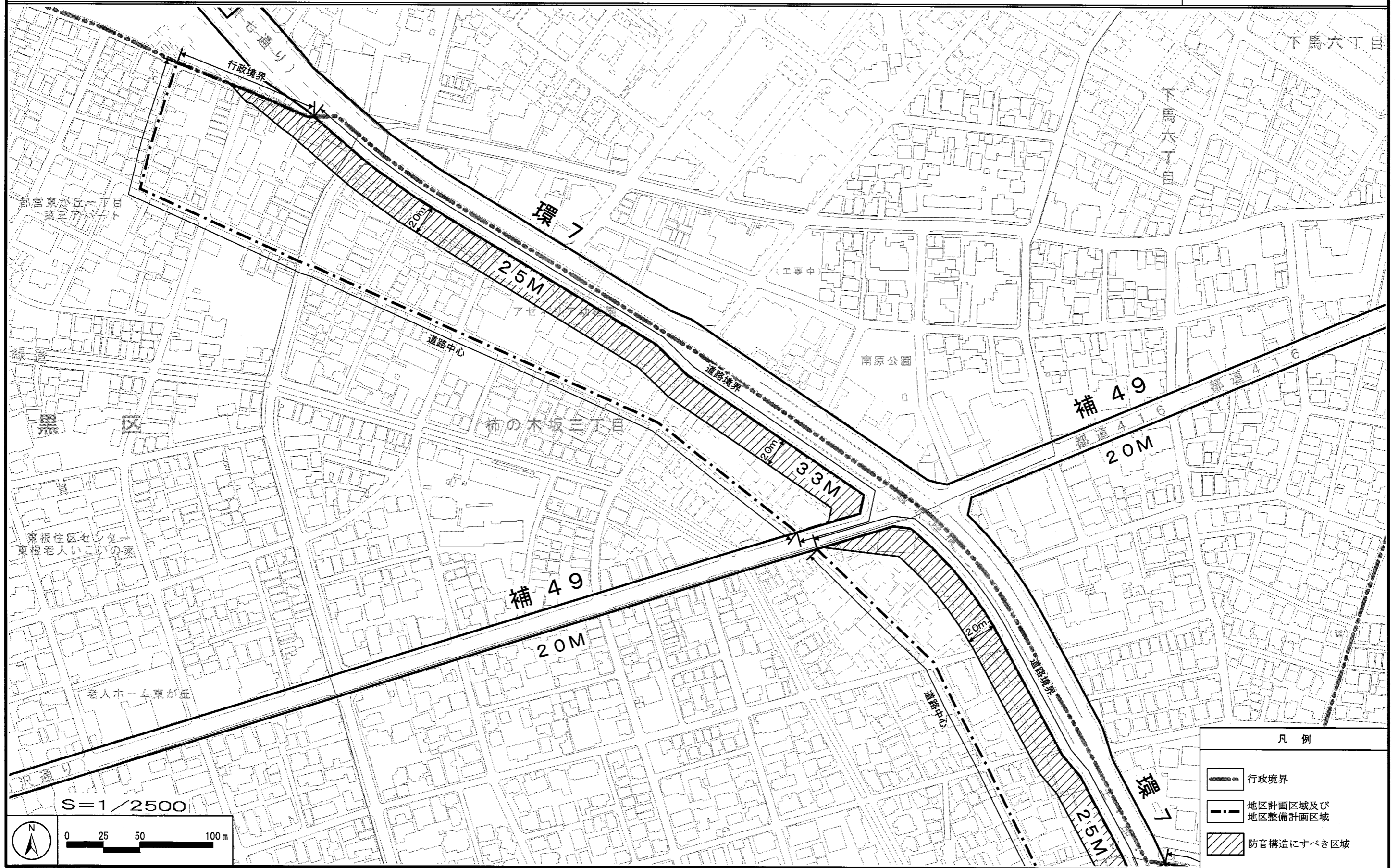
※印は、知事協議事項

「地区計画の区域については、計画図表示のとおり」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画
目黒区環七沿道地区計画 計画図 1

〔目黒区決定〕

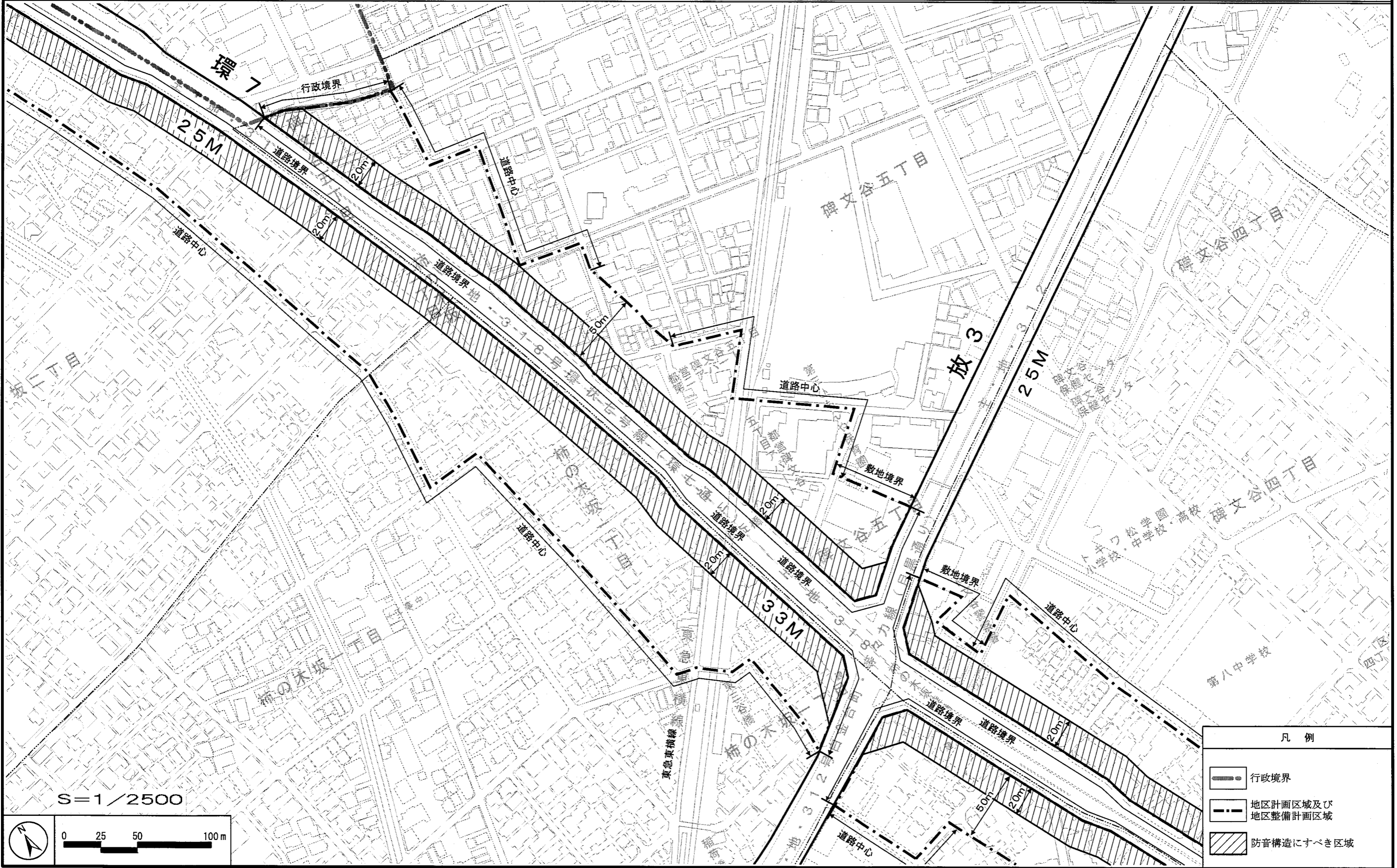


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(許諾番号) MMT利許第27002号-20・平成27年12月24日、(許可番号) 27都市政第328号・平成27年1月8日

東京都市計画地区計画

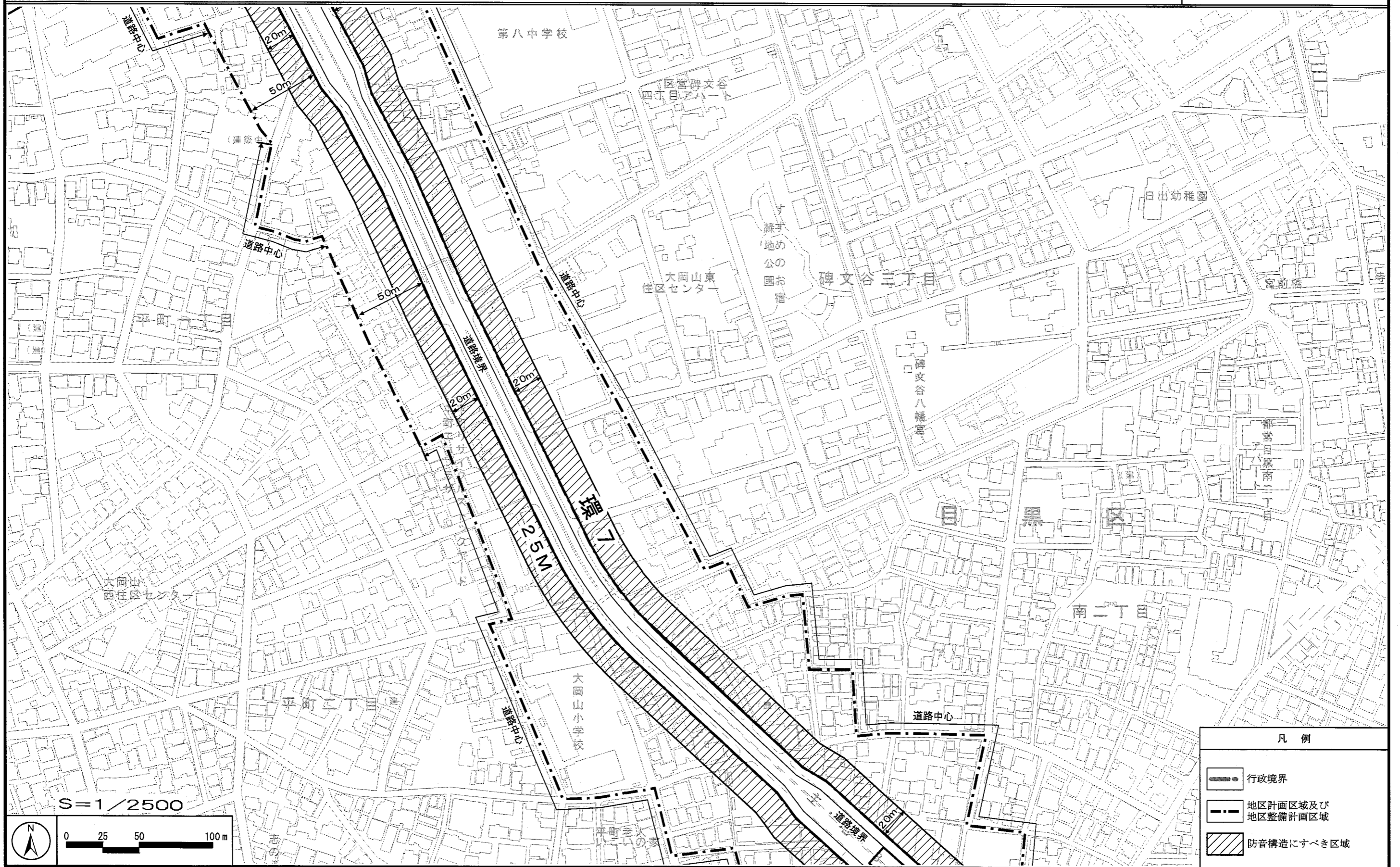
目黒区環七沿道地区計画 計画図 2

〔目黒区決定〕



東京都市計画地区計画
目黒区環七沿道地区計画 計画図 3

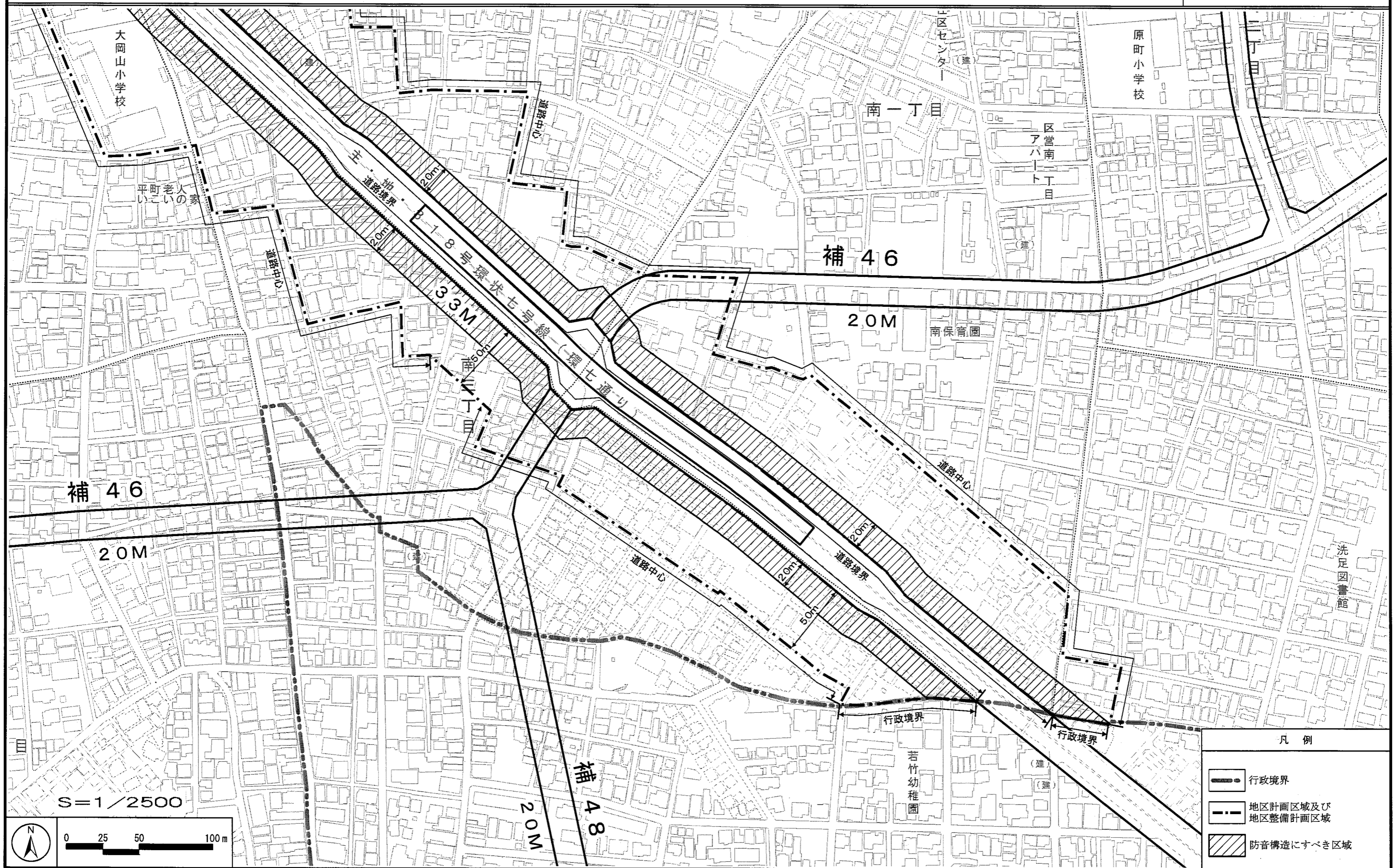
〔目黒区決定〕



凡例	
	行政境界
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	防音構造にすべき区域

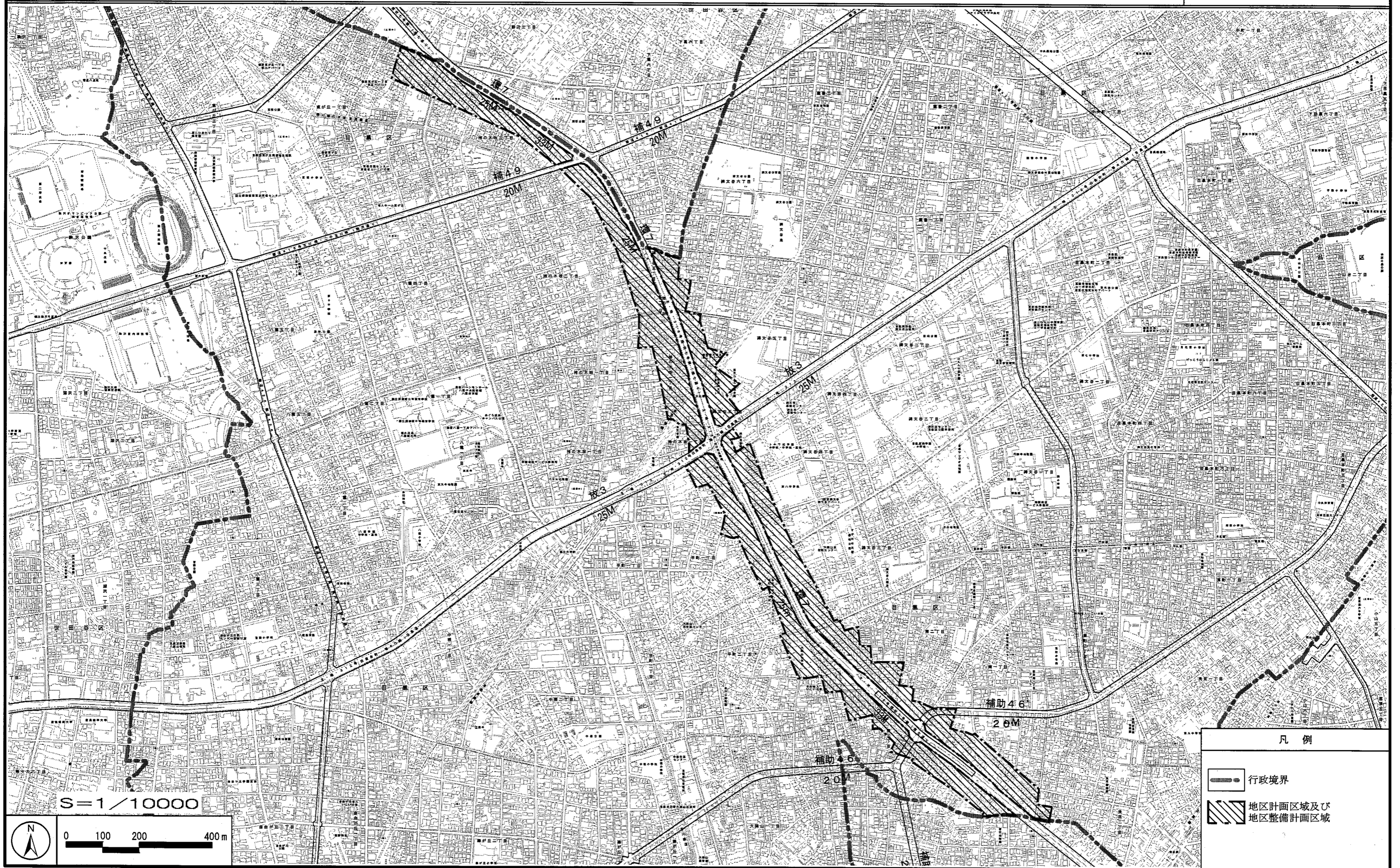
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(許諾番号) MMT利許第27002号・平成27年12月24日、(許可書番号) 27都市政第328号・平成27年1月8日

東京都市計画地区計画
目黒区環七沿道地区計画 計画図 4 [目黒区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(許諾番号)MMT利許第27002号-20・平成27年12月24日、(許可番号)27都市政都第328号・平成27年1月8日

東京都市計画地区計画
目黒区環七沿道地区計画 全体図〔目黒区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (許路番号) MMT利許第27002号-20・平成27年12月24日、(許可番号) 27都市政都第328号・平成27年1月8日